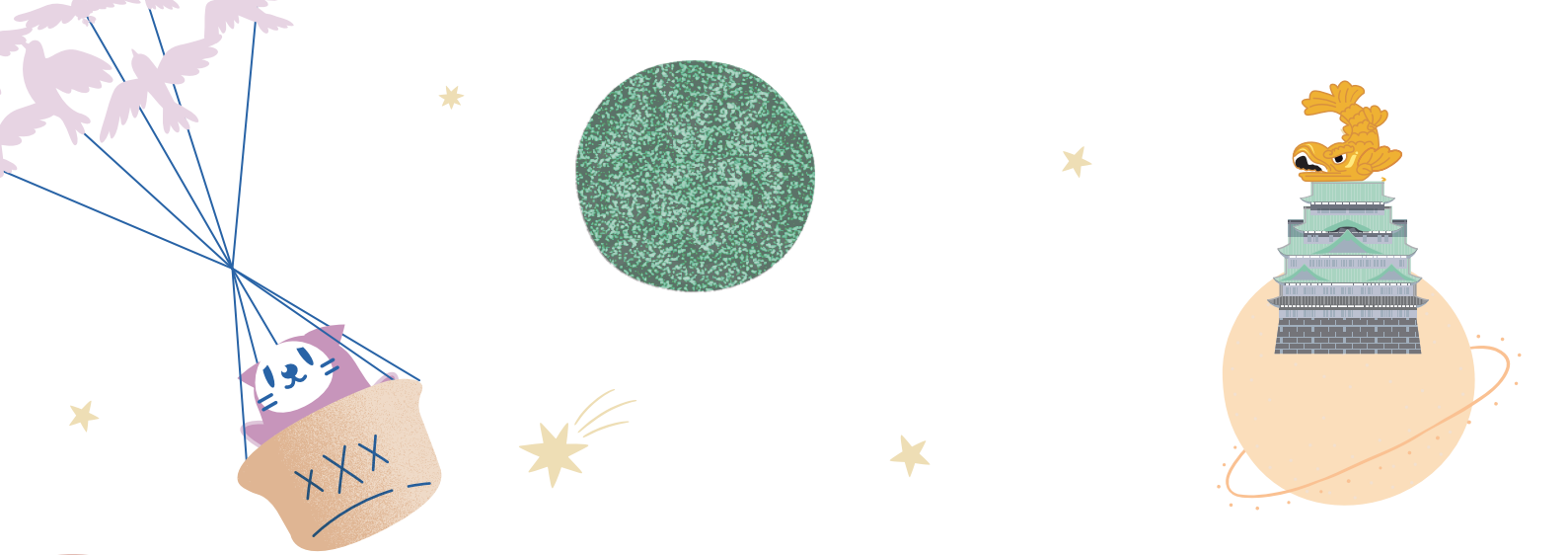


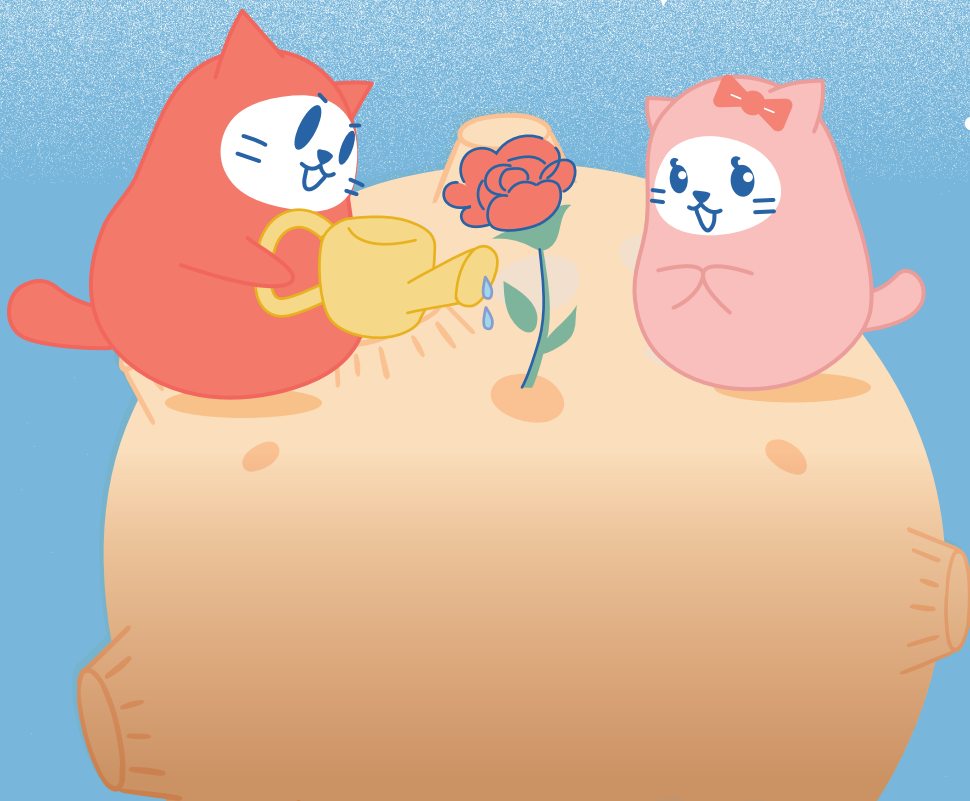
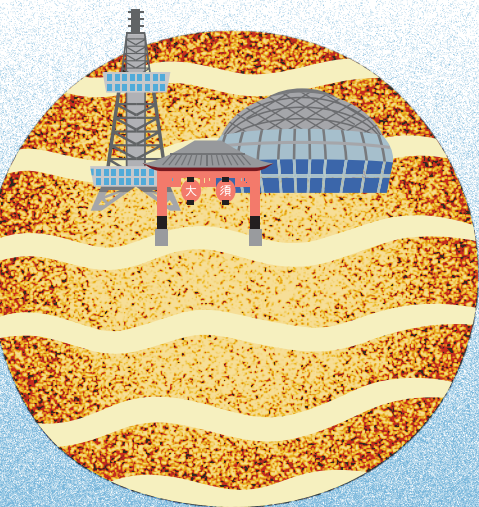


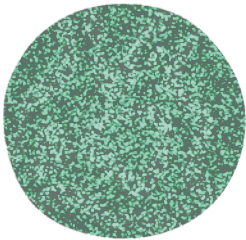
# DISCLOSURE

NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

2 0 2 6

名古屋市信用保証協会の現状





# ごあいさつ

平素は、名古屋市信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度における当協会の経営計画や業務内容、運営状況等を掲載したディスクローチャー誌『DISCLOSURE2026 名古屋市信用保証協会の現状』を作成いたしました。

令和7年度は、国内経済は緩やかな回復基調にある一方で、長引く物価高や人手不足に加え、地政学的リスクの高まりなど海外情勢の不安定化も相まって、中小企業者の皆さまを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況であったと認識しています。

このような厳しい状況下において、当協会は、中小企業者の皆さまの多岐にわたる経営課題に対応するため、金融機関や関係支援機関と連携してライフステージに応じた積極的かつ柔軟な資金繰り支援に取り組むとともに、一步先を見据えた「予兆管理」により、個々の実情に応じた経営改善、事業再生、再チャレンジ支援といった経営支援の取組みを早期に「プッシュ型」で推進するなど、中小企業者の皆さまを全力で支えてまいりました。

今後も、当協会は「中小企業者の良きパートナー」として金融の円滑化と経営基盤の強化を図るとともに、事業活動等を通じたSDG s の推進により、地域経済や社会の発展に貢献してまいります。

本誌を通じて、より多くの皆さまに当協会についてご理解を深めていただけたら幸いです。

これからも、役職員一丸となって、すべてのステークホルダーから真に信頼される「地域に根ざした持続可能な信用保証協会」を目指してまいります。

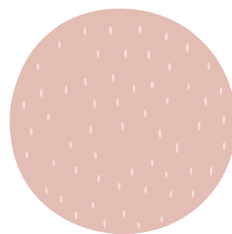
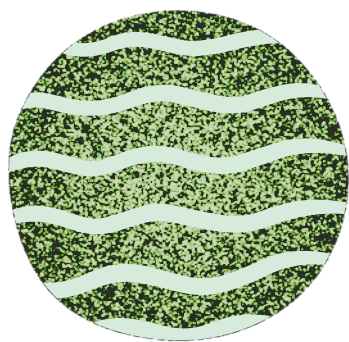
今後とも、変わらぬご理解とご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



名古屋市信用保証協会 会長

太田 宜邦





名古屋市信用保証協会の概要 ..... 01

経営理念 ..... 03

信用補完制度について ..... 04

信用保証のご利用について ..... 05

責任共有制度について ..... 09

各種支援（経営支援・創業支援） ..... 10

コンプライアンス ..... 11

個人情報保護 ..... 12

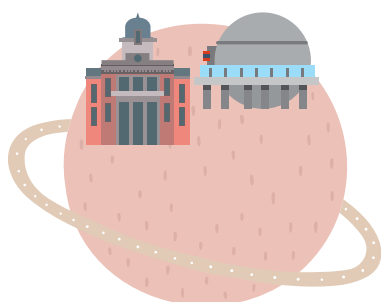
令和7年度の主な取組み ..... 13

業務実績 ..... 17

令和6年度～令和8年度中期事業計画 ..... 22

令和8年度経営計画 ..... 24

機構組織 ..... 27



# 名古屋市信用保証協会の概要

名古屋市信用保証協会は、中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金の融資を受けるときに保証人となる、＜信用保証協会法＞に基づく公的機関です。

## 現況

令和8年3月31日現在

### ■ 根拠法律

信用保証協会法

### ■ 創立

昭和23年6月30日

### ■ 所在地

〒460-0008  
名古屋市中区栄二丁目12番31号

### ■ 役員数

理事：15名(常勤4名)  
監事：3名(常勤1名)

### ■ 役職員数

139名

### ■ 基本財産

417億円

### ■ 利用企業者数

27,008企業者  
名古屋市内の中小企業  
約7万4千企業者のうち、  
約37%に当協会を  
ご利用いただいております。

## 沿革

- 昭和 ◆ 23年6月  
社団法人として設立(全国で5番目)
- 同年8月  
名古屋市役所経済局内にて  
事業開始
- 24年9月  
財団法人に組織変更
- 29年7月  
信用保証協会法に基づく  
特殊法人に組織変更
- 36年3月  
現在地への移転を機にシンボルマーク制定
- 52年8月  
保証債務残高1,000億円突破
- 平成 ◆ 3年3月  
保証債務残高5,000億円突破
- 19年10月  
責任共有制度開始、  
電算システム共同化へ移行
- 20年5月  
新事務所(社屋建替)にて営業開始
- 30年6月  
創立70周年
- 令和 ◆ 3年3月  
保証債務残高1兆円突破
- 5年6月  
創立75周年
- ...

## シンボルマーク

**Credit(信用)**と**Guarantee(保証)**の  
頭文字の**C**と**G**を重ね合わせて8の字を表  
現することにより、名古屋市の記章⑧を  
イメージする他、「円満に発展する」とい  
う意味が込められています。



## NCGC

令和3年4月、当協会の英字表記である「**NCGC**」  
(**NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION**)の  
商標登録を行いました。



事務所(名古屋市中区)

## 役員名簿

(令和8年7月21日現在)

| 役職名  | 氏 名     | 備 考 |                                        |
|------|---------|-----|----------------------------------------|
| 会 長  | 太 田 宜 邦 | 常 勤 | 前 名古屋市 財政局長                            |
| 専務理事 | 竹 内 正 能 | 常 勤 | 前 名古屋市信用保証協会 監事<br>(元 名古屋市信用保証協会 総務部長) |
| 常務理事 | 伊 藤 隆 清 | 常 勤 | 前 名古屋市信用保証協会 総務部長                      |
| 理 事  | 青 井 信 之 | 常 勤 | 前 名古屋市 監査事務局長                          |
| 理 事  | 伊 藤 行 記 | 非常勤 | 株式会社あいち銀行 代表取締役会長                      |
| 理 事  | 稲 垣 孝 幸 | 非常勤 | 瀬戸信用金庫 理事長                             |
| 理 事  | 内 田 吉 彦 | 非常勤 | 名古屋商工会議所 専務理事                          |
| 理 事  | 河 村 洋   | 非常勤 | 株式会社三井住友銀行 常務執行役員                      |
| 理 事  | 田 中 秀 明 | 非常勤 | 岡崎信用金庫 理事長                             |
| 理 事  | 筒 井 利 和 | 非常勤 | 名古屋市 経済局長                              |
| 理 事  | 野 原 強   | 非常勤 | 一般社団法人名古屋銀行協会 専務理事                     |
| 理 事  | 吹 上 康 代 | 非常勤 | 名古屋市 副市長                               |
| 理 事  | 藤 原 一 朗 | 非常勤 | 株式会社名古屋銀行 取締役頭取                        |
| 理 事  | 松 井 義 人 | 非常勤 | 株式会社三菱UFJ銀行 常務執行役員                     |
| 理 事  | 山 田 誠   | 非常勤 | 株式会社大垣共立銀行 常務執行役員                      |
| 監 事  | 大 野 勇   | 常 勤 | 前 名古屋市信用保証協会 企画部長                      |
| 監 事  | 魚 住 康 洋 | 非常勤 | 公認会計士                                  |
| 監 事  | 菅 谷 敏 明 | 非常勤 | 公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社 専務理事               |

## オリジナルキャラクター「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」

平成27年10月、当協会の新たな「顔」として、誕生した「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」は、令和7年10月に10周年を迎えました。より一層身近な存在となるよう広報活動や保証推進の場で積極的に活用していきます。



### 【キャラクターコンセプト】

惑星「NYAGOYA」から宇宙旅行中、宇宙船の故障により名古屋に不時着した宇宙猫の5匹。途方に暮れる中、5匹は商店街の洋食屋さんにエビフライを、鉄工場の社長さんに飲み物をもらい、家具製造の職人さんにはお家を造ってもらいました。

宇宙猫5匹は名古屋の中小企業の皆さんに助けてもらったお礼に、中小企業の応援を決意し、「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」を結成しました。

得意の変身技で、パン屋さんや警備員さんなどに姿を変えてお手伝いをしたり、時には資金繰りの相談で名古屋市信用保証協会を紹介し、金融面のアドバイスもしています。

名古屋の中小企業や街の皆さんと5匹の宇宙猫は共に成長していきます。

## 経営理念

私たちは、**中小企業者の良きパートナー**として  
金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、  
地域経済や社会の発展に貢献します。

そのため、関係法令等を遵守し、協調性をもって互いに研鑽に励みながら、  
健康で幸せを実感できる、活気と働きがいのある組織風土を形成し、  
真に信頼される協会の運営を目指します。

### 経営理念の解説

#### ■ 存在意義

前段部分は、名古屋市信用保証協会の存在意義を表すものであり、その中でも「中小企業者の良きパートナー」という概念が中核をなします。また、期待される役割として、中小企業者に対する信用保証による金融の円滑化と経営支援による経営基盤の強化を明記しています。

#### ■ 存在意義の具現化

後段部分は、存在意義を具現化するためのビジョンを表しています。名古屋市信用保証協会の目指す経営は、すべての役員が心身ともに健康で幸せを実感できる「健康・幸せ経営」です。この「幸せ」は、単に温かくて働きやすいというだけでなく、組織目標の達成に向けて果敢にチャレンジし、成果を出すことで達成感を味わうことのできるような、活気と働きがいのある生き生きとしたものでなければなりません。

そのような組織風土を形成していくために、各自が協調性をもって互いに研鑽に励み、ベクトル合わせを行って、同じ方向性が共有する土気の高いチームをつくって欲しいという思いを込めています。



# 信用補完制度について



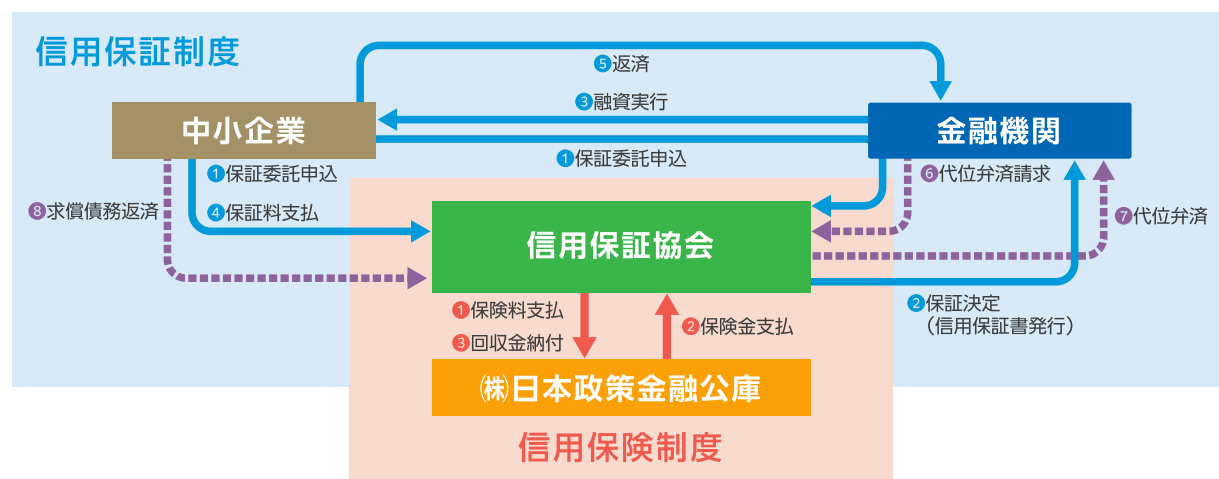
「信用保証制度」と「信用保険制度」の2つの制度を総称し「信用補完制度」と呼んでいます。

## 信用保証制度

中小企業が金融機関から事業資金の融資を希望する場合に、信用保証協会（以下「協会」といいます。）が保証人となり借入を容易にし、中小企業の育成を金融の側面から支援する制度です。

## 信用保険制度

「信用保証制度」を強固なものにするため、代位弁済という協会のリスクを政府全額出資の(株)日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によりカバーする制度です。



### 信用保証制度

- 金融機関を経由して協会へ保証の申込みをします。  
なお、責任共有制度の対象外となる保証については、中小企業から直接協会に申し込むこともできます。
- 審査の結果、適当と認め保証決定した場合、協会は、金融機関に信用保証書を発行します。
- 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業に融資を実行します。
- 融資実行時、中小企業は、所定の保証料を協会に支払います。
- 中小企業は融資条件に従い、金融機関に返済します。  
なお、条件どおり返済できなくなった場合には、協会は、条件変更の相談に応じます。  
また、ご希望に応じて経営支援のメニューをご提案します。
- 中小企業が何らかの事情で返済ができなくなった場合は、金融機関は協会へ代位弁済の請求を行います。
- 協会は、この請求に基づき、中小企業に代わって、金融機関に融資の残債務を支払います。
- 協会は、中小企業の実情に応じて求償債権の回収を行います。

### 信用保険制度

公庫と協会は信用保険契約を締結し、公庫は協会の保証に対して保険を引き受けます。

- 協会は、公庫に対し保険料を支払います。
- 協会が代位弁済した場合、公庫は、代位弁済した金額の一定割合を、保険金として協会に支払います。
- 協会は、中小企業からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

# 信用保証のご利用について

## ご利用いただける中小企業のかた

- 名古屋市内に本店、事業所または住居を有し、事業を営んでいるかた
- 許認可等を必要とする事業を営むかたは、その許認可等を受けていること
- 資本金(出資の額)または常時使用する従業員数のいずれか一方が、

下表に該当していること(中堅事業者および創業者のかたを対象とした保証制度もあります)

| 業種                          | 資本金    | 常時使用する従業員数 |
|-----------------------------|--------|------------|
| 製造業・建設業・運送業等                | 3億円以下  | 300人以下     |
| ソフトウェア業<br>情報処理サービス業<br>旅行業 |        |            |
| 卸売業                         | 1億円以下  | 100人以下     |
| 小売業・飲食業                     | 5千万円以下 | 50人以下      |
| サービス業                       | 5千万円以下 | 100人以下     |
| 医療法人等                       | —      | 300人以下     |

※以下の業種については、下表を適用します(ただし、特定非営利活動法人(NPO法人)は除きます)。

| 業種                                                      | 資本金    | 常時使用する従業員数 |
|---------------------------------------------------------|--------|------------|
| ゴム製品製造業<br>(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。) | 3億円以下  | 900人以下     |
| 旅館業                                                     | 5千万円以下 | 200人以下     |

※ただし、次のようなかたはご利用いただけません

- 農林漁業・金融業及び遊興飲食店の一部・性風俗関連営業等の事業を営むかたおよび非営利団体のかた(特定非営利活動法人(NPO法人)は除きます。)
- 保証協会の代位弁済を受けて、現在求償債務が残存するかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 借入金(保証付融資に限られません。)について、延滞等の債務不履行があるかた
- 税等の滞納のあるかた
- 粉飾決算を行っているかた
- 許認可等を要する事業を営む中小企業で、許認可等を受けていないかた
- 暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者の介在・介入があるかた
- マルチ商法等、保証協会として育成を支援するのが難しいと判断した業態のかた

など

## 保証の対象となる資金

保証の対象となる資金は、中小企業の事業経営に必要な運転資金および設備資金です。

- 生活資金、住宅資金、投機資金等は対象となりません。
- 設備資金の場合、融資実行後に設備履行が確認できる領収書等の提出が必要となります。

## 保証限度額

普通保証の場合、2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)となります。

- 当協会以外の信用保証協会での利用残高を合算します。
- 保証制度ごとにも限度額が定められています。

## 保証期間

普通保証の場合、運転資金10年以内、設備資金15年以内となります。

ただし、無担保の設備資金は、原則10年以内となります。

- 保証制度ごとにも保証期間が定められています。

## 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。

### ●経営者保証を不要とする取扱い

金融機関から融資を受ける際、経営者が法人の連帯保証人となることを経営者保証といいます。一定の経営規律や財務要件等を満たす法人であれば、保証料を上乗せすることなどにより、経営者保証を提供しないことができる場合があります。

## 担保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただく場合があります。

## 信用保証料

信用保証料とは、信用保証協会の保証によって融資を受けられた中小企業のかたが、保証協会をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。信用保証料は、(株)日本政策金融公庫に支払う保険料等、信用保証制度を運用する上で必要となる費用に充当されています。

### 保証料率体系

一部の保証制度を除き、保証料率は中小企業のかたの経営状況に応じ9段階の料率体系となる「リスク考慮型保証料率」となっています。基本となる保証料率は「責任共有対象保証料率」で、責任共有の対象外となる保証の場合は「責任共有対象外保証料率」が適用されます。具体的な料率は下表の通りとなります(普通保証の場合)。

また、名古屋市融資制度保証等、下表とは異なる保証料率の保証もあります。

| 区分             | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有対象保証料率(%)  | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有対象外保証料率(%) | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

※担保(企業価値担保権を除く)を提供した場合、0.10%の割引を適用する保証があります。

※会計参与を設置しており、確定した決算がある場合においては、保証料率から0.10%を割引します(一部保証を除く)。

※セーフティネット保証、創業にかかる保証等、一部の保証制度においては、9区分の保証料率体系の対象外となり、経営状況に関わらず一律の保証料率となります。

# 信用保証のご利用について（主な保証制度）

## 主な保証制度

中小企業者のライフステージに即した保証制度

| 主な名古屋市の融資制度 |                      |                                   |
|-------------|----------------------|-----------------------------------|
| 創業期         | 新事業創出資金              |                                   |
| 成長・安定・発展期   | 小規模企業等振興資金<br>(通常資金) | 経営強化支援資金<br>(大口資金)                |
|             | 環境適応資金<br>経済対策特別資金   | 経営者保証非提供促進資金<br>(通常資金・特別資金)       |
|             | 協調支援資金               | 環境保全・省エネルギー<br>設備資金               |
|             | 支援機関連携資金             | 環境適応資金<br>経済対策特別資金<br>(米国追加関税措置枠) |
| 不況時         | 経済変動対策資金             | フォローアップ資金                         |
| 回復・再生期      | 経営改善サポート資金           |                                   |
| 事業承継期       | 事業承継支援資金             |                                   |
| 小規模企業向け     | 小規模企業等振興資金<br>(小口資金) |                                   |
| 経済危機・自然災害   | 大規模危機対策資金            | 災害復旧資金                            |



各保証制度の詳細、そのほかの保証制度についてはこちら ▶



主な保証制度（一般保証）

創業関連保証

スタートアップ  
創出促進保証

再挑戦支援保証

普通保証

超ワイド保証なごや

ウェルカム保証なごや

コラボ保証なごや

ビッグ保証なごや

バリュープラス150

SDGs推進保証なごや

健康経営応援保証なごや

脱炭素経営支援保証なごや

特定社債保証  
(SDGs型特定社債保証)

事業者選択型  
経営者保証非提供促進  
特別保証制度

協調支援型特別保証制度

モニタリング強化型  
特別保証制度

経営安定関連保証5号  
(SN5号)

経営力強化保証

事業再生計画実施関連保証  
(経営改善・再生支援強化型)

条件変更改善型借換保証  
(リスク改善借換)

事業承継特別保証

経営承継関連保証

経営承継借換関連保証

小口零細企業保証

災害関係保証

危機関連保証

経営安定関連保証4号  
(SN4号)



# 責任共有制度について

「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の支援を行うことを目的とし、平成19年10月に導入された制度です。

## 責任共有制度の詳細

### 信用保証協会と金融機関の負担割合

原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。  
金融機関は、「責任共有制度」について、次のどちらかを選択して保証付融資を取り扱います。

#### ●部分保証方式

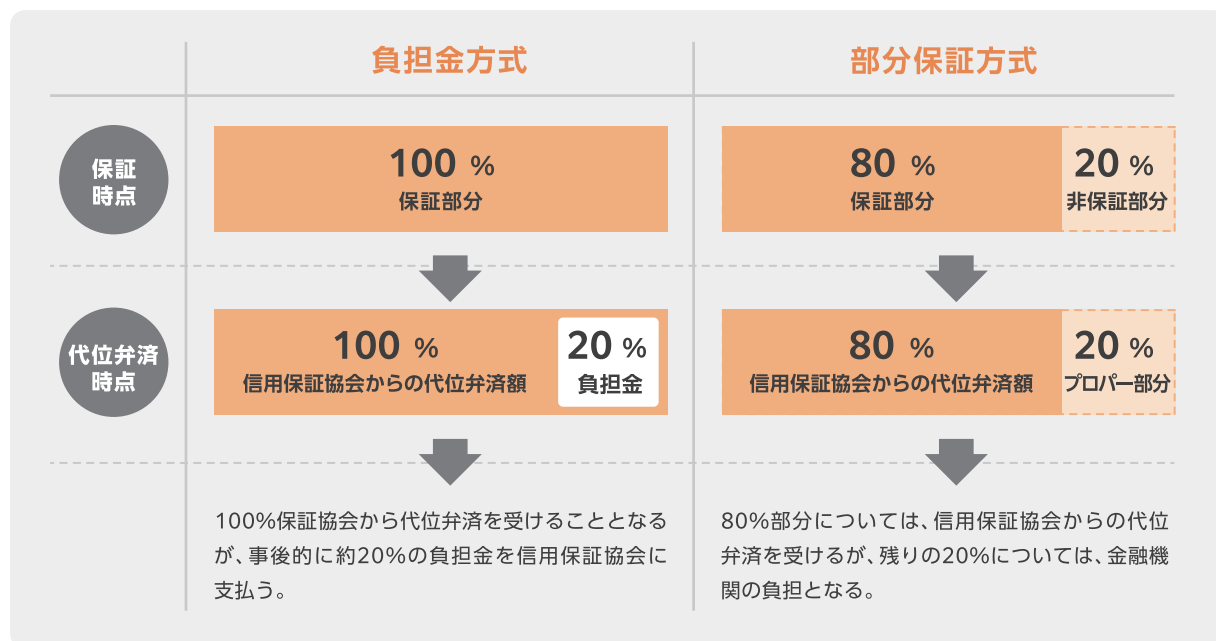
個別融資金額の80%を保証協会が保証する方式

#### ●負担金方式

保証協会ごとに算出される当該金融機関の保証利用実績に応じた一定の負担金を  
金融機関が保証協会に納付する方式

※特定社債保証、流動資産担保融資保証等一部の保証制度は、責任共有制度の方式に関わらず部分保証となります。

### 責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



### 対象となる保証制度

原則として、全ての保証が「責任共有制度」の対象となりますが、制度の対象外となる保証もあります。

#### ■「責任共有制度」の対象外となる主な保証

■セーフティネット保証1号～4号、6号、危機関連保証

■創業にかかる保証      ■求償権消滅保証      ■小口零細企業保証      など

# 各種支援（経営支援・創業支援）

## 経営支援

事業を続けていく中で、売上減少・資金繰りの困窮などさまざまな問題に直面しているお客様に、以下のような経営支援を行っております。

### ●専門家派遣サービス

専門的な知識と経験を有する専門家を無料（※）で派遣し、経営目標の実現や各種課題の解決に向けてサポートします。

専門家の視点で見ることで、自分では気づかないような課題を見つけることができ、課題解決に向けた具体的なアドバイスを受けることができます。（※）一部お客さまの費用負担が発生する場合があります。

### ●経営改善計画策定支援事業

経営改善計画（会社が置かれている状況と、今後の中長期的な改善計画を書面にまとめたもの）を自ら策定することが難しい場合に、税理士、中小企業診断士などの国の認定を受けた専門家（認定支援機関といいます。）が計画策定の支援を行います。

### ●経営サポート会議

経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関が一堂に会し、意見交換を行うことで、経営改善を図ることを目的としています。関係機関が集まるため、意見交換がスムーズに行えます。

なお、取引機関への呼びかけは当協会が行います。

## 外部支援機関との連携

#### ■愛知県中小企業活性化協議会

再生に向けた取組みを支援する公的機関です。事業再生にかかる各種手法等のご相談に対応します。

#### ■愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継を課題とする中小企業者に登録専門家を派遣するなど、支援を強化します。

#### ■愛知県よろず支援拠点

売上拡大や経営改善等に関する様々な経営相談に対応します。

## 創業支援

創業前のお悩み相談から創業計画の作成サポート、創業後のアフターフォローまで、さまざまなサポートを無料で行っております。お気軽にご相談ください。

当協会のご利用の流れは、以下の通りになります。

### 1 創業前のお悩み相談

当協会担当者が独立開業におけるさまざまなお悩みに親身に対応いたします。計画が具体化してなくてもかまいません。お気軽にご相談ください。

### 2 創業計画の策定サポート

創業計画の作成は、創業に関する考えを再点検することにつながり、事業をスムーズに軌道に乗せることにも役立ちます。

### 3 創業資金の借入サポート

これから創業されるかたや創業後間もないかたを対象とした、固定・低金利の保証制度をご用意し、創業資金のお借入のサポートをいたします。

### 4 創業後のサポート

事業を始めると、さまざまな経営課題が生じます。当協会にご相談いただければ、中小企業診断士などの専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをさせていただきます。

## 当協会をご利用いただくメリット

- 名古屋市新事業支援センターと連携し、創業の計画段階からサポートいたします。
- 創業保証をご利用いただいたお客様は、当協会登録専門家による経営診断を**無料**で受けることができます。（最大 **10回** まで専門家を派遣いたします。）

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、諸施策の確実な実践を支援・指導するとともに、その運営を適正に確保するためコンプライアンス統括部署を置き、また各部署にコンプライアンス担当者を配置するなど、組織体制を整えています。

```
graph BT; A[名古屋市信用保証協会職員等] --> B[コンプライアンス担当者]; B --> C[コンプライアンス統括部署]; C --> D[コンプライアンス委員会]; D --> E[理事会]; E <--> F[監事]; F -.-> E; G[顧問弁護士] --> E; G --> D; G --> C; G --> A; A -.-> B; B -.-> C; C -.-> D; D -.-> E; E -.-> F; F -.-> G; G -.-> A;
```



## 個人情報保護宣言

名古屋市信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### ① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### ② 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますので、ご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### ③ 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項について同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### ④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### ⑤ 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### ⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口（または備置してある個人情報開示請求書）に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）ください。

### ⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ⑥⑦の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### ⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

### ⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

■住所：名古屋市中区栄二丁目12番31号 ■電話番号：052-201-3041 ■部署名：総務部 総務課

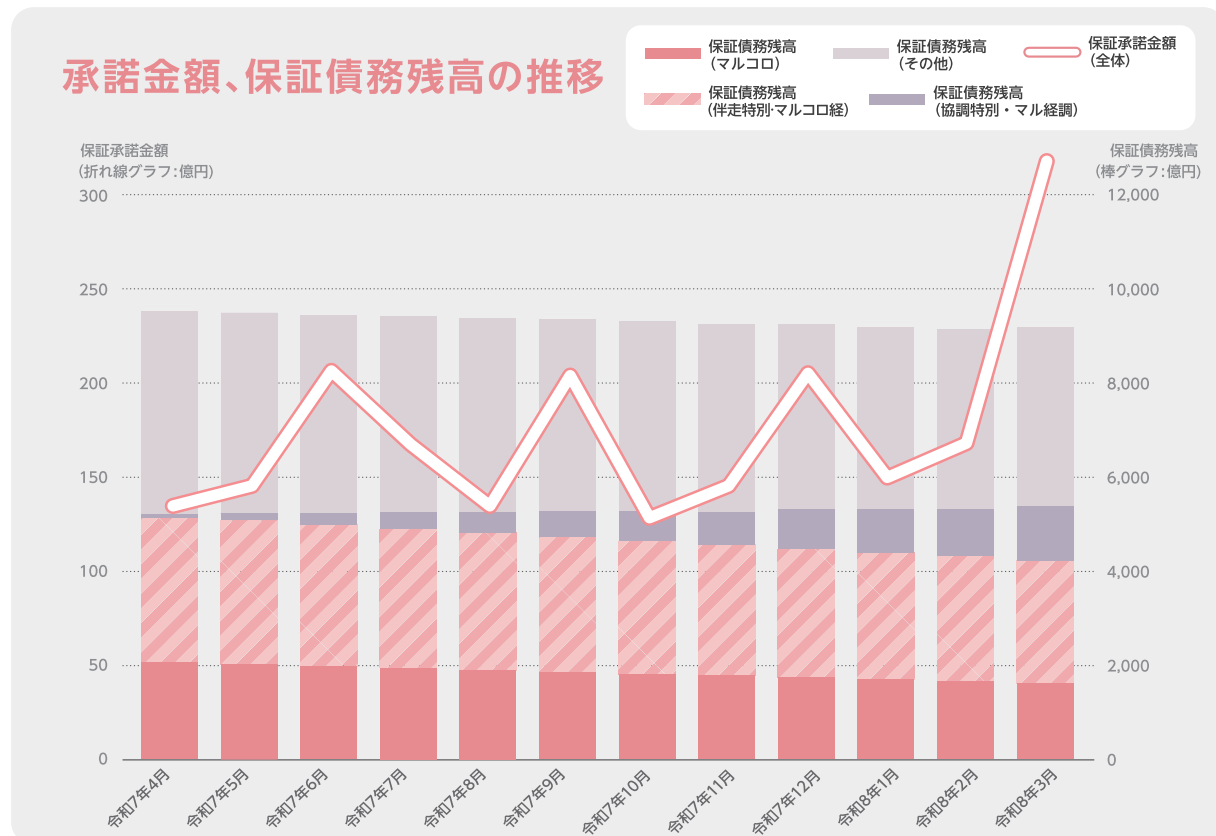
# 令和7年度の主な取組み

## 金融支援

令和7年3月に創設された協調支援型特別保証制度(協調特別)及び令和7年4月に創設された経営安定資金 協調支援資金(マル経調)を中心に、柔軟かつ積極的な資金繰り支援に取り組んだことにより、令和7年度の保証承諾件数は8,490件(前年比90.2%)、保証承諾金額は2,115億16百万円(前年比102.7%)となりました。

また、ゼロゼロ融資(ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金(マルコロ))を含むコロナ関連保証の償還が進んだことなどにより、令和7年度末の保証債務残高は、9,141億67百万円(前年比96.0%)と減少傾向にあります。

### 承諾金額、保証債務残高の推移



### 「第14回次世代ものづくり基盤技術産業展」への出展

令和7年5月、吹上ホール(名古屋市中企業振興会館)で開催された「次世代ものづくり基盤技術産業展」に出展し、中小企業向けの相談ブースを設置しました。

本展示会は「未来を創る技術が集うものづくり展示会」をコンセプトに、中小企業者、スタートアップ企業、大学、研究機関などが最新の製造技術や研究成果を紹介する場として開催されました。製造・工業技術をはじめ、システム管理やDX関連の最新のソリューションも紹介され、多くの来場者で賑わいました。

当協会のブースでは、ご来場いただいた中小企業者の皆さまに、保証協会の役割や信用保証制度についてご案内するとともに、創業資金などに関するご相談も承り、地域経済を支える企業の皆さまと直接交流できる貴重な機会となりました。さらに、金融機関や関係支援機関との連携強化に繋がる、有意義な場となりました。

## 創業支援

### 「女性起業家交流会」の開催

令和8年2月、愛知県信用保証協会との共催にて「女性起業家交流会」を開催しました。

本交流会では、先輩起業家および社会保険労務士の方を講師として招き、創業に関する講演とトークセッションを行いました。

講演では起業の心構えや創業時の失敗を交えた経験談、SNSの活用方法などをご講演いただき、トークセッションでは参加者からも多くの質問が寄せられました。その後の交流会においても参加者同士による活発な意見交流や情報交換が行われ、参加者の創業意欲向上につながる機会となりました。



## 経営支援

### 「後継者育成塾」の開催

令和7年10月から令和8年2月までの期間、当協会の保証利用先企業を対象に、事業承継において現(先代)経営者から何を学び、何を引き継ぐのか、また、後継者として何を伸ばしていくのかを考える場として、全6回構成の「後継者育成塾」を開催しました。

本育成塾では受講者が講師や当協会職員のサポートのもと、国の推奨する経営支援ツールであるローカルベンチマークや経営デザインシートを活用し、事業承継において「何を引き継ぎ(現状分析)」、「何を伸ばすか(アイデア発想・事業ブラッシュアップ)」を考えることで、学びを深めました。

今後のビジョンを明確にしたことにより、現(先代)経営者とさらなる意思疎通を図るきっかけになるとともに、参加者間で活発な意見交換が行われ、同じ課題を抱える参加者間の交流が深まるなど、好評を博しました。

### 「事業承継 早期着手セミナー」の開催

令和8年3月、事業承継をテーマとしたセミナー「事業承継 早期着手セミナー」を開催しました。本セミナーでは、講師の方より、事業承継の動向や、事業承継に向けた早期着手の重要性について伝えていただきました。また、本セミナーの終了後には、希望者に対して各講師による個別相談会も行いました。セミナー終了後の個別相談会では、「説明により論点が整理された」、「いただいた助言を活かし、先送りにせず取り組みを開始したい」等の発言もあり、また、後日改めて相談に出向く約束をする参加者も見られました。

セミナーには多くの方にご来場いただき、「日ごろの業務から事業承継について先送りしていたため、もっと詳しく知りたい」、「今から準備をしていきたい」というご意見、ご感想をいただき、参加者が講演を熱心に聞く様子がとても印象的なセミナーとなりました。



## コンプライアンス

### 内部統制の態勢強化

信用保証協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、あらゆる法令やルールを厳格に順守し、社会的規範にもとめることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行していくことが求められています。

このような状況下、当協会では内部統制基本方針に基づき、「コンプライアンス」、「リスク管理」、「資産管理」、「危機管理」を4つの重点項目と位置づけ、業務マニュアル等の整備、研修、情報発信等を行い、役職員の意識と知識の向上に努めるとともに、PDCAサイクルを実践して内部統制の態勢強化を進めています。

## その他

### 「保証利用残高FAX自動回答システム」の運用開始

令和8年1月、愛知県信用保証協会と共同で開発した「保証利用残高FAX自動回答システム（以下「本システム」という。）」の運用を開始しました。本システムは保証付き融資を利用した迅速な資金供給の実現の一環として開発されました。

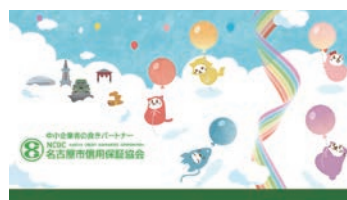
本システムは、金融機関が残高照会専用番号に電話発信後、自動音声案内に従い金融機関・支店コード及び顧客番号又は保証番号を入力することで、事業者の「保証利用残高」、「保証料率区分」等を照会先金融機関宛に自動でFAX回答するものです。

本システムにより、照会から回答までの時間短縮に加えて、金融機関が回答内容を記録に留める必要もなくなりますので、保証協会・金融機関の双方の事務負担軽減が図られました。

### 協会紹介動画の作成

地域の中小企業者の皆さまに、これまで以上に身近に感じていただきたいという思いから、紹介動画を作成しました。

本動画では、当協会の役割や支援内容を、できるだけわかりやすく、親しみやすくご紹介しています。2020年に作成したアニメーション動画と共にご視聴いただければと思います。



# 令和7年度の主な取組み（SDGs）

## SDGs宣言と取組方針

当協会は、令和3年1月6日、SDGs宣言を行いました。

国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨は、当協会の経営理念に通じるものであり、宣言内容を実現するため「経済課題」・「社会課題」・「環境課題」への取組方針を制定し、当協会の事業活動等を通じてSDGs推進の取組みを行っております。

## SDGs取組方針

### SDGs宣言



### 1 経済課題への取組み

#### (1) 信用保証

- ① 中小企業者のニーズやライフステージに応じた信用保証による資金繰り支援等を通じて金融の円滑化に貢献します。
- ② 自然災害や経済危機発生時には、セーフティネット機能として中小企業者を支援します。

#### (2) 経営支援

事業承継・経営改善などの経営課題に対し各種経営支援を通じて中小企業者の成長・発展に貢献します。

#### (3) 創業支援

創業者や創業間もない方に対する支援を推進し、地域経済の活性化に貢献します。

#### (4) 関係機関との連携

金融機関、中小企業支援機関、名古屋市との連携を深め、地域経済の持続的な発展に貢献します。

### 2 社会課題への取組み

#### (1) 地域貢献

社会福祉事業への参加や起業マインド醸成事業への協賛等を通じて地域とコミュニケーションを図り、まちづくりの発展に貢献します。

#### (2) 人材の活躍

働き方改革や女性の活躍推進、仕事と子育ての両立支援等を目指すとともに、職員の能力向上を図り、多様な人材が活躍できる職場環境を実現します。

### 3 環境課題への取組み

環境に配慮した事業活動を推進するとともに、SDGs債への投資等を通じ、持続可能な地球環境の保全に貢献します。

## 経済課題への取組み

### ● 名古屋市と連携した保証制度の創設

令和7年4月、国が創設した金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせ、多岐にわたる経営課題への取組を後押しする保証制度「協調支援型特別保証制度」に対応すべく「経営安定資金 協調支援資金」を創設しました。

また同月、米国追加関税措置に対応するため「経営安定資金 環境適応資金（経済対策特別資金（米国追加関税措置枠）」）及び、早期の経営改善や事業再生を促すために国が創設した「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」に対応する保証制度「経営安定資金 経営改善サポート資金」を創設しました。

### ● SDGsフェスティバルin名古屋丸の内への出展

令和7年11月、SDGs推進の一環として、東京海上日動火災保険株式会社が主催する「第6回SDGsフェスティバル in 名古屋丸の内」のオープニングイベントに出展しました。本イベントは、50以上の企業・自治体・大学がブースを出展し、自分たちのSDGsへの取り組みを紹介するイベントです。

当日はブースを訪れた人々に当協会の新入職員が、SDGsに関する保証制度やその他の取組みについて説明しました。また、同フェスティバル内で開催される「SDGsセミナー」などにも参加し、SDGsに関する理解を深めました。



## 社会課題への取組み

### ●Tongaliアイデアピッチコンテストへの協賛

令和7年11月、「Tongaliアイデアピッチコンテスト2025」にサポーターとして参加しました。同コンテストは、大学の学部生や大学院生・ポストドクターが、創業につながるアイデア等についてプレゼンテーションを行うものであり、当協会からは1チームにサポーター賞「名古屋市信用保証協会賞」を贈呈しました。



### ●椋山女学園大学 ビジネスプラン・コンテストへの協賛

令和7年12月、椋山女学園大学現代マネジメント学部主催の「第13回ビジネスプラン・コンテスト」に参加しました。同コンテストは、東海・北陸地区に所在する高校及び大学を対象に行われ、SDGsの開発目標への貢献や社会課題の解決につながるさまざまなビジネスプランについてプレゼンテーションを行うものであり、当協会からは1チームに「女性起業家支援賞」を贈呈しました。

### ●「NCGC心の健康づくり・過重労働対策推進計画」の策定・施行

令和7年4月、当協会が推進する「健康・幸せ経営」の一環として、職員の心の健康の保持・増進のための対策が急務であるとの認識に立つとともに、働き方改革が求められる中、疲労の蓄積が職員の体のみならず心の健康にも悪影響をもたらすことも考慮し、心の健康づくりと過重労働対策の両方を盛り込んだ本計画を策定しました。

### ●勤務間インターバルの宣言

令和7年4月、勤務間インターバル宣言に賛同し、署名しました。本宣言は全国に51ある信用保証協会の中で初めて行ったものです。当協会ではこれまで業務改善に取り組みながら、年次有給休暇の取得や時間外労働時間の削減等を促進し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ってきたところですが、加えて、今後は職員の十分な休息と睡眠を確保し、エンゲージメントと生産性のさらなる向上につなげるために、11時間の勤務間インターバルを確保する取組みを行っていくという趣旨で本宣言を行いました。

当協会が  
取得している認定等

- 健康経営優良法人2026(4年連続)
- スポーツエールカンパニー2026
- 愛知県ファミリー・フレンドリー企業 奨励賞

- 名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業
- 愛知県休み方改革マイスター企業

## 環境課題への取組み

### ●第5回ゴミ拾いボランティアを実施

令和7年9月、世界規模で地球を清掃する取り組み「World Cleanup Day 2025」の活動期間にあわせ、当協会建物周辺にてゴミ拾い活動を実施しました。今回で5回目の実施となります。当日は役職員総勢23名が、協会キャラクターとロゴをあしらったオリジナルTシャツを着用し、長島町通や白川通(白川公園北側)を中心に清掃活動を行いました。今回は従来の活動範囲をさらに広げ、より多くの地域で美化に取り組み、結果として12袋分のゴミを回収しました。

日本では「5月30日(ごみゼロの日)」にあわせた清掃活動が一般的ですが、世界的な清掃アクションであるWorld Cleanup Dayにあわせて活動する例は少なく、当協会としても国際的な環境保全運動に連動した取組みを重ねています。



### ●FSC認証紙やベジタブルオイルインキの使用

当協会では、ポスター等の広報物を作成する際、適切な管理が行われている森林から産出された木材から作られたFSC認証紙や、再生可能な植物から生産された油等から作られたベジタブルオイルインキなど、環境に配慮した紙やインキを使用することで環境問題へ取り組んでいます。



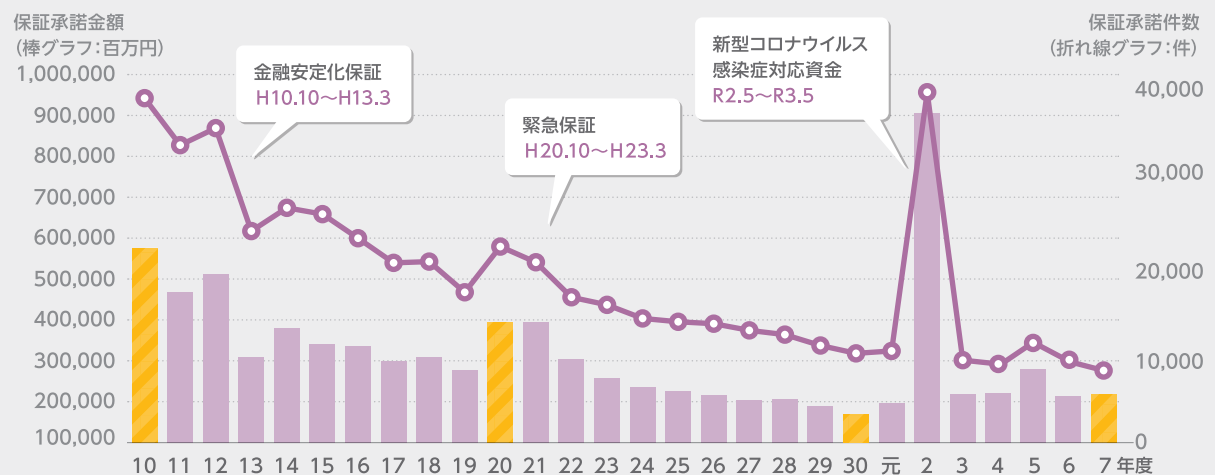
# 業務実績（令和7年度）

## 保証承諾

★「協調支援型特別保証制度」及び「経営安定資金 協調支援資金」の保証承諾が好調に推移し、保証承諾額は2,115億16百万円(対前年度実績比102.7%)となりました。

(単位:百万円)

|    | 平成10年度  | 平成20年度  | 平成30年度  | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 39,306  | 22,370  | 10,182  | 9,406   | 8,973   | 11,675  | 9,415   | 8,490   |
| 金額 | 576,797 | 395,525 | 169,713 | 218,727 | 220,484 | 277,216 | 205,981 | 211,516 |

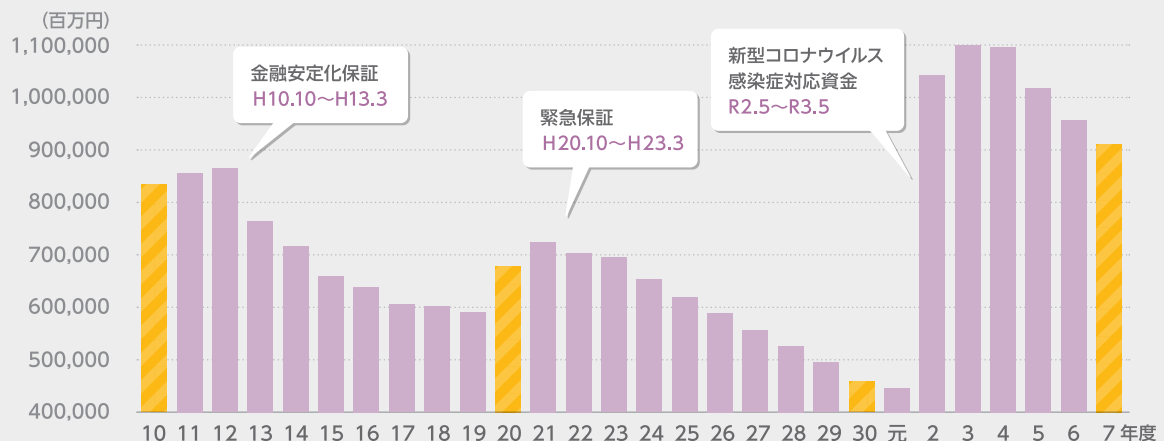


## 保証債務残高

★期末保証債務残高は9,141億67百万円(対前年度実績比96.0%)となりました。

(単位:百万円)

|        | 平成10年度  | 平成20年度  | 平成30年度  | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度   | 令和7年度   |
|--------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 件数(期末) | 80,117  | 55,477  | 38,724  | 61,895    | 62,280    | 56,385    | 54,992  | 53,391  |
| 金額(期末) | 834,259 | 678,581 | 458,817 | 1,100,033 | 1,096,570 | 1,010,759 | 951,918 | 914,167 |

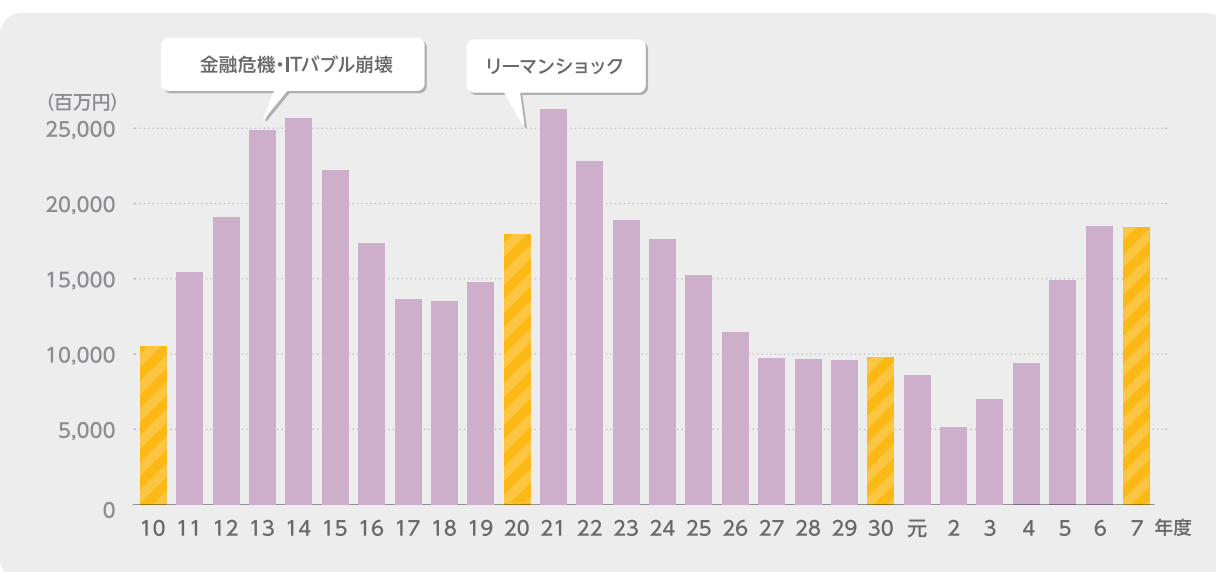


## 代位弁済

★積極的な資金繰り支援と柔軟な条件変更対応等に努め、183億99百万円(対前年度実績比99.8%)となりました。

(単位:百万円)

|       | 平成10年度 | 平成20年度 | 平成30年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 件数    | 1,142  | 1,648  | 785    | 422   | 665   | 965    | 1,177  | 1,182  |
| 金額    | 10,500 | 17,990 | 9,809  | 6,990 | 9,388 | 14,939 | 18,443 | 18,399 |
| 平残代弁率 | 1.46%  | 2.93%  | 2.08%  | 0.64% | 0.86% | 1.42%  | 1.89%  | 1.98%  |

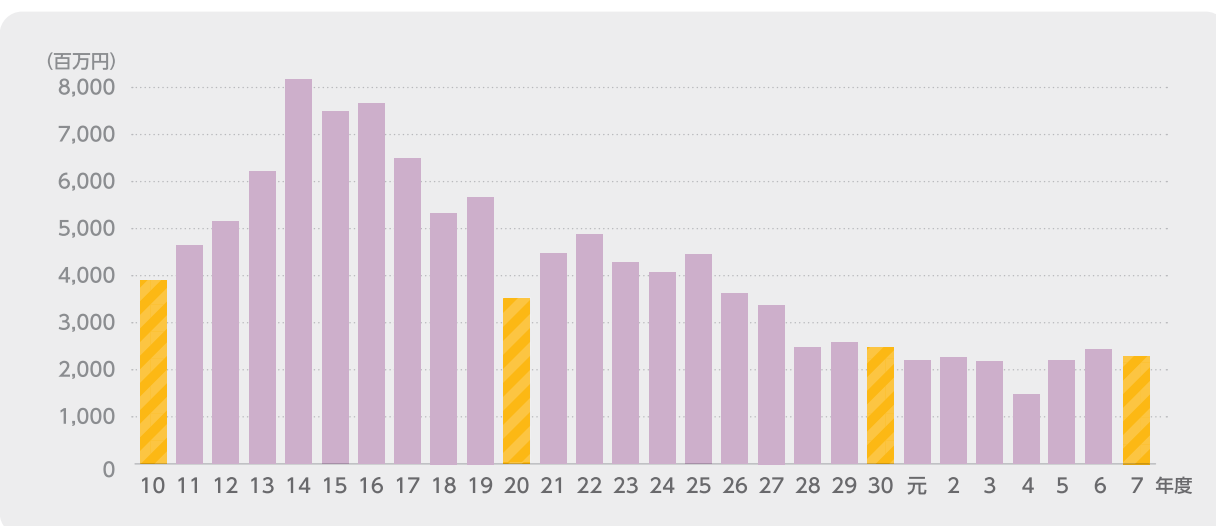


## 回収(総回収)

★担保や保証人を徴求していない回収困難な求償権の累積等回収環境が厳しい中、効率的かつ積極的な回収に取り組んだ結果、回収総額22億11百万円(対前年度実績比91.1%)となりました。

(単位:百万円)

|    | 平成10年度 | 平成20年度 | 平成30年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 | 3,906  | 3,528  | 2,479  | 2,180 | 1,471 | 2,188 | 2,426 | 2,211 |



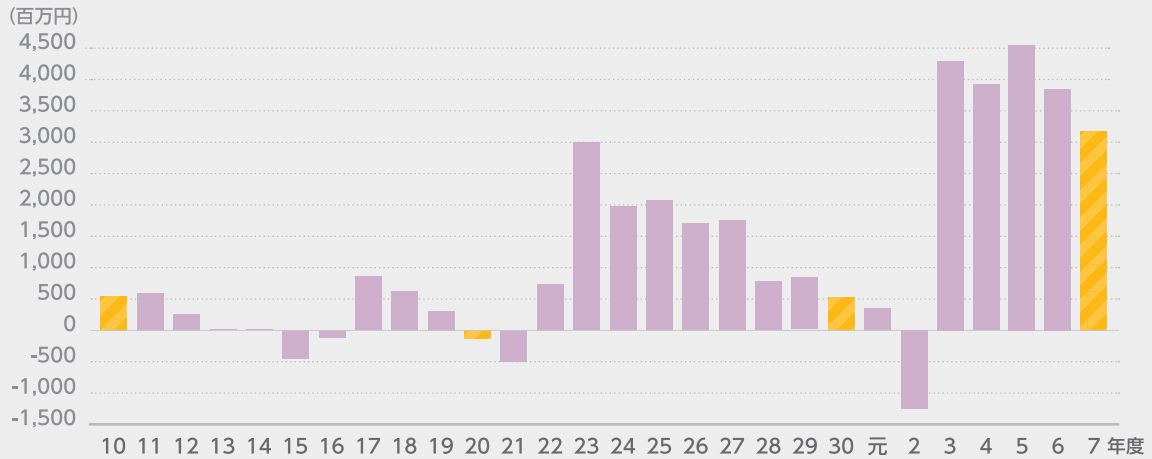
# 業務実績（令和7年度）

## 収支

★年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は31億78百万円となりました。

（単位：百万円）

|    | 平成10年度 | 平成20年度 | 平成30年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 | 533    | ▲132   | 536    | 4,293 | 3,922 | 4,541 | 3,885 | 3,178 |



## 財務内容

### 収支計算書

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：千円）

| 科目           | 金額         |
|--------------|------------|
| 経常収入         | 10,766,376 |
| 保証料          | 9,170,380  |
| 運用資産収入       | 448,975    |
| 責任共有負担金      | 1,053,932  |
| その他          | 93,088     |
| 経常支出         | 6,337,252  |
| 業務費          | 1,905,460  |
| 信用保険料        | 4,007,556  |
| 責任共有負担金納付金   | 401,026    |
| 雑支出          | 23,210     |
| 経常収支差額       | 4,429,124  |
| 経常外収入        | 25,785,382 |
| 経常外支出        | 27,036,243 |
| 経常外収支差額      | △1,250,861 |
| 当期収支差額       | 3,178,263  |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 1,589,132  |
| 基本財産繰入額      | 1,589,132  |

### 貸借対照表

（令和8年3月31日現在）

（単位：千円）

| 借方      |               | 貸方           |               |
|---------|---------------|--------------|---------------|
| 科目      | 金額            | 科目           | 金額            |
| 現金      | 385           | 基本財産         | 41,745,714    |
| 預け金     | 32,726,599    | 基金           | 7,641,016     |
| 金銭信託    | 9,200,000     | 基金準備金        | 34,104,698    |
| 有価証券    | 43,658,773    | 制度改革促進基金     | 0             |
| 動産・不動産  | 1,185,136     | 収支差額変動準備金    | 15,715,814    |
| 損失補償金見返 | 0             | その他有価証券評価差額金 | 0             |
| 保証債務見返  | 914,166,596   | 責任準備金        | 6,571,949     |
| 求償権     | 6,565,629     | 求償権償却準備金     | 2,313,835     |
| 譲受債権    | 0             | 退職給与引当金      | 1,269,764     |
| 雑勘定     | 1,924,466     | 損失補償金        | 0             |
| 未経過保険料  | 1,818,358     | 保証債務         | 914,166,596   |
| その他     | 106,108       | 求償権補填金       | 0             |
|         |               | 借入金          | 0             |
|         |               | 雑勘定          | 27,643,912    |
|         |               | 未経過保証料       | 27,216,010    |
|         |               | その他          | 427,902       |
| 合計      | 1,009,427,586 | 合計           | 1,009,427,586 |

※数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。



## 収支計算書

### 支出

#### <経常支出>

##### ■ 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)を計上しています。

業務費  
(19億円)

信用保険料  
(40億円)

##### ■ 責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金のうち、日本政策金融公庫に一部納付する分です。

責任共有負担金  
納付金(4億円)  
その他

#### <経常外支出>

##### ■ 求償権償却

年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金及び損失保証補填金により償却した求償権の額を計上しています。

求償権償却  
(181億円)

##### ■ 責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積立しています。

責任準備金繰入  
(66億円)

##### ■ 求償権償却準備金繰入

代位弁済によって生じた求償権の固定化を防ぎ、経営の健全性を維持するため、一定の割合を積立しています。洗替方式のため、前年度計上したものは戻入が行われます。

求償権償却準備金繰入(23億円)

その他

##### ■ 当期収支差額

いわゆる「当期利益」であり、ここから収支差額変動準備金及び基金準備金に積立てが行われます。

当期収支差額  
(32億円)

### 収入

#### <経常収入>

##### ■ 保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)を計上しています。

保証料  
(92億円)

預け金利息・有価証券  
利息配当金(4億円)

責任共有負担金(11億円)  
その他

##### ■ 責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

#### <経常外収入>

##### ■ 責任準備金戻入

洗替方式のため前年度計上したものを全額戻入します。

責任準備金戻入  
(65億円)

求償権償却準備金戻入  
(21億円)

求償権補填金戻入  
(170億円)

##### ■ 求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、地方自治体等から受領した損失補償補填金を戻入しています。

その他

収支差額変動準備金  
取崩額(0円)

##### ■ 収支差額変動準備金取崩額

収支差額に欠損が生じた場合に取崩します。

## 貸借対照表

### 借方

現金  
(39万円)

預け金  
(327億円)

有価証券  
(437億円)

金銭信託  
(92億円)

動産・不動産  
(12億円)

保証債務見返  
(9,142億円)

求償権  
(66億円)

未経過保険料  
(18億円)

その他

#### ■ 預け金

保証推進及び運用のための各金融機関への預託金であり、代位弁済の支払準備資産でもあります。

#### ■ 有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有しています。

#### ■ 保証債務見返

貸方に計上する「保証債務」の対照勘定として同額を計上しています。

#### ■ 求償権

代位弁済した金額から回収金及び日本政策金融公庫からの保険金受領分等を控除した金額を計上しています。

#### ■ 未経過保険料

当年度日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

### 貸方

基金  
(76億円)

基金準備金  
(341億円)

収支差額変動準備金  
(157億円)

責任準備金  
(66億円)

求償権償却準備金  
(23億円)

退職給与引当金  
(13億円)

保証債務  
(9,142億円)

保険納付金  
(1億円)

損失補償納付金  
(4千万円)

未経過保証料  
(272億円)

その他

#### ■ 基本財産

株式会社の資本金に相当するものであり、協会の財務基盤を支える重要な財産です。協会が引き受けることのできる保証債務の最高限度額を算定する基礎となるほか、代位弁済を行うための財政基盤を示すものです。出資金としての性格を持つ「出せん金」及び「金融機関等負担金」からなる「基金」と、過去の収支差額から積み立てた額の累計である「基金準備金」により構成されています。

#### ■ 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合には、まず、これを取り崩します。毎年、当期収支差額の50/100を限度に繰入れが可能です。

#### ■ 責任準備金

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の準備金として、保証債務残高に一定の割合を積立しているもので、いわゆる「貸倒引当金」です。

#### ■ 保証債務

期末の保証債務残高を計上しています。

#### ■ 保険納付金

回収金のうち、保険の填補率に応じて公庫に納付する分の年度末における未納付付分です。

#### ■ 未経過保証料

当年度中に受け取った保証料のうち、翌年度以降にかかる部分を計上しています。

# 令和6年度～令和8年度 中期事業計画

名古屋市信用保証協会は令和5年度に創立75周年、三四半世紀という節目を迎えた。次の四半世紀後の大きな節目である創立100周年に向けて、名古屋市内の中小企業者の皆様に引き続き必要とされる「地域に根ざした持続可能な(サステナブル)信用保証協会」を目指して、「中期事業計画(令和6年度～令和8年度)」を策定し遂行することで、経営理念に掲げる「中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、地域経済や社会の発展に貢献」という存在意義(パーパス)を貫いていく。

そのために、倫理憲章に基づく倫理観・価値観をベースに、内部統制基本方針と健康・幸せな職場づくり基本方針のもと、全ての役職員がお互いに敬意と協調性を持って意識と行動のベクトル合わせを行い、誠実かつ意欲的に業務運営を行っていく。同時に業務活動等を通じてSDGsの推進を図っていく。

コロナ禍を経て多くの中小企業者がゼロゼロ融資の返済開始を迎え、資源・原材料高、人手不足、経営者の高齢化、DX等様々な課題を抱え、収益力改善や増大した債務の負担軽減が喫緊の課題となっている。こうした中、借換保証等を活用した債務の負担軽減や生産性の向上等に資する資金繰り支援を継続していくとともに、中小企業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等への取組みを金融機関、関係機関等と連携し、一歩先を見据え積極的に行っていく。

ついては、令和6年度から令和8年度までの3年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでいく。

## ①中小企業者のライフステージに応じた保証推進

創業期・成長期・安定期・事業再生期・事業承継時等、中小企業者のライフステージに応じた資金ニーズに対して、金融機関との適切な役割分担を通じた保証推進に努め、中小企業者に寄り添った迅速かつきめ細やかな資金繰り支援を行う。

近年頻発している大雨などの自然災害等の危機時において、セーフティネット保証など国や名古屋市の政策保証を活用した迅速な資金繰り支援を行い、地域金融におけるセーフティネット機能を果たす。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「経営者保証を不要とする取扱い」、「事業者選択型経営者保証非提供制度」、「スタートアップ創出促進保証制度」等を活用し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みの促進に努める。

## ②挑戦する中小企業者に対する金融支援・経営支援の一体的取組み

コロナ禍を経て多様化した経営課題を解消するために挑戦する中小企業者に対して、金融機関や関係機関等と連携・協働し、金融支援と経営支援を両輪とした一体的支援を推進する。経営支援にあたっては、創業支援、経営改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援、事業承継支援等中小企業者の実情に応じた積極的かつ主体的な取組みに努める。

経営支援の効果検証のためにCRD(\*)の財務点数及び営業利益率を指標とし、経営支援実施先のうちそれぞれの指標が改善した先の割合が、未実施先におけるそれぞれの指標が改善した先の割合を上回ることを目標とするなど、PDCAサイクルの実施を通じて今後の経営支援の改善につなげる。

また、資金繰りの厳しい先に対しては、返済軽減などの条件変更により中小企業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に努めるとともに、借換えによる正常化支援や適切な期中管理を行うことで代位弁済抑制に努める。

(\*)一般社団法人CRD協会が運営する信用リスク分析に利用されるデータベース。

# 令和6年度～令和8年度 中期事業計画

## ③効果的・効率的な債権管理

担保や経営者を含めた保証人を徴求していない求償権が累増するなど回収環境の厳しさが増す中、回収方針の早期決定、早期着手など適切な管理・回収に取り組むことで効果的に回収の最大化を図るとともに、中小企業者の事業再生や保証人の生活再建などの再チャレンジ支援については、関係人の状況に応じて適切に対応する。

また、回収の実益が少ない先については管理事務停止や求償権の整理を行い、債権管理の効率化を図る。

## ④内部統制の充実・強化

公的機関としての社会的責任を果たすため、反社会的勢力の排除及び不正利用の防止を始めとするコンプライアンスの徹底により、地域社会から信頼される信用保証協会を目指す。

また、業務継続計画の周知徹底、継続的な教育・訓練により、災害など非常時の業務運営に支障をきたすことのないよう態勢整備を行うとともに、関係機関と連携してシステムの安定運用を図る。

これらを実現するため、内部統制基本方針に定める「コンプライアンス」、「リスク管理」、「資産管理」及び「危機管理」を重点課題としたPDCAサイクルの実践を通じて、内部統制の充実・強化を図る。

## ⑤健康・幸せ経営の実践

健康・幸せな職場づくり基本方針のもと、全ての職員が安心して職務に専念できるよう、勤務環境の整備・充実を図るとともに、体と心の健康の維持・増進に向けて職員の自律的かつ積極的な健康づくりを支援する。

また、経営理念に共感して協働する人材の確保・育成を推進するとともに、人材が活躍できる組織風土づくりに努めることで、職員一人一人の成長や自己実現を促してウェルビーイング(健康・幸せ)を高める。

## ⑥DXに向けた取組み

DXに向けて保証申込の電子化を始めとする保証業務のデジタル化を進めることで保証利用の利便性向上を図る。併せて、内部事務のデジタル化などを進めることで業務の効率性・生産性を高め、経営資源の最適化を図り、さらなる利便性向上につなげる。

## ⑦地方創生・SDGs推進の取組み

地域の課題やニーズに対応した保証制度等の充実など地域経済の活性化に資する取組みを金融機関・関係機関等と連携して行う。大学等教育機関と連携して講義などを行うことにより、信用保証制度への理解を深めるとともに起業意識の醸成を促すことで、地方創生・スタートアップ創出に貢献する。

また、持続可能な(サステナブル)社会の実現に向けて、信用保証を始めとする事業活動に加えて社会貢献活動、環境保全活動を通じてSDGsの推進を図る。



## 保証部門

保証承諾計画額 **2,000 億円** 対前年度実績比 **94.6%**

### 金融機関との対話を通じた連携強化による中小企業者のライフステージに応じた保証推進等

- ① 金融機関との情報交換、意見交換を通じて対話を深め、中小企業者に関する支援方針や情報を収集・蓄積することにより認識の共有化を図りつつ、金融機関との連携・協働による適切な役割分担を通じて、中小企業者のライフステージに即した保証制度を提案し、資金繰り支援の推進に努める。  
また、経営支援部門と連携し、中小企業者の経営課題に応じた金融支援と経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援等に一体的に取り組む。
- ② 令和7年11月に閣議決定された『強い経済』を実現する総合経済対策の趣旨を踏まえ、国の保証制度「協調支援型特別保証制度」や令和8年3月に創設された名古屋市の融資制度「経営強化支援資金 質上げ環境整備資金」等を活用し、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に応えていくとともに、同年3月に創設された国の保証制度「モニタリング強化型特別保証制度」の利用推進等を通じて中小企業者の予兆管理を強化し、早期の経営改善につなげる。

### 金融機関・名古屋市等との連携によるセーフティネット機能の発揮、地方創生・SDGsへの貢献等

- ① 自然災害等の危機時において国や名古屋市の政策保証を活用した迅速な資金繰り支援を行い、地域金融におけるセーフティネット機能を果たすとともに、借換保証による返済条件緩和先への正常化支援や、経営改善に努力している先の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応による資金繰り支援に努める。
- ② 金融機関や名古屋市等と連携してSDGs関連保証等の利用を促進し、SDGs及び地方創生に貢献していく。
- ③ 金融機関や名古屋市と連携し、地域の課題やニーズに対応した保証制度の創設や見直しを行い、保証制度を充実、発展させることにより、お客様目線に立った利便性及び満足度の向上を図る。
- ④ 金融機関や関係機関と連携した各種中小企業関連フェア等へ積極的に参加し、保証制度の周知を図るなど、当協会の存在意義を示す。

### 創業支援・再挑戦支援の促進

スタートアップを始め起業に挑戦する意欲を有する者を後押しするため、金融機関と連携して経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」等の創業関連保証を積極的に周知し、利用を促進する。

また、過去に破産や廃業等を経験している経営者に対しては、過去の経験を活かした事業計画等を踏まえた上で、「再挑戦支援保証」を活用する。

### 経営者保証に依存しない融資慣行の浸透、定着

「事業者選択型経営者保証非提供制度」等を金融機関を介するなどして積極的に周知し、中小企業者のニーズに応じて活用することで経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着を引き続き図っていく。

### 職員の目利き能力等の向上

研修や事例研究会等に加え、中小企業者と対話する機会を増やすことを通じて、職員の目利き能力・事業性評価能力等企業診断能力を高め、中小企業者の実情を考慮した保証審査に努める。

## 経営支援・期中管理部門

代位弁済計画額 **210 億円** 対前年度実績比 **114.1%**

### 中小企業者の課題に応じた適切な経営改善支援・事業承継支援

- ① 国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業及び令和8年度から支援対象が拡充された名古屋市の「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金等利用者への経営支援事業補助金」事業を活用しつつ、金融機関や関係支援機関と連携し、伴走型の経営支援を行う。  
経営支援の実施にあたっては、保証付融資の割合が高い中小企業者など重点的に支援する先を特定した上、企業訪問による現状把握・アドバイス等を行いながら、必要に応じて専門家派遣による個別診断や経営改善計画の策定、計画策定後のフォローアップ支援を行うなど、主体的に一歩先を見据えた早期の経営改善支援を実施する。
- ② 「伴走支援パートナー」の活動を始めた営業部門との連携により、予兆管理を強化して中小企業者の経営状況の変化を早期に把握し、迅速な経営改善支援を行う。
- ③ 事業承継が課題である中小企業者に対し、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター等関係支援機関を案内した上で、必要に応じて専門家派遣を行う。  
また、同支援センター等と協力し、定期的に「事業承継個別相談会」を開催するほか、後継者の育成を含めた事業承継支援策の推進を図る。  
なお、事業承継やM&Aなど株主等が変更することが判明した場合は、金融機関の判断を踏まえて経営者保証の解除等を検討する。
- ④ 部署横断的な組織である「伴走支援パートナー」や「女性経営者支援チーム『なごもっと!』」、「事業再生支援チーム」の活用を通じ、創業支援・経営改善支援・事業再生支援にかかるノウハウを共有し、経営支援の取組強化と職員の経営支援能力の底上げを図る。
- ⑤ 経営支援先への専門家派遣終了後、定期的にモニタリング訪問するとともに、経営支援の効果検証のためにCRDの財務点数及び営業利益率を指標とし、経営支援実施先のうちそれぞれの指標が改善した先の割合が、未実施先におけるそれぞれの指標が改善した先の割合をとともに上回ることを目標とするなど、PDCAサイクルの実施を通じて今後の経営支援の改善につなげる。

# 令和8年度経営計画

## 関係支援機関との連携による経営改善支援・事業再生支援の強化

- ①「あいち企業力強化連携会議」・「ノウハウ共有分科会」の開催を通じて関係支援機関における支援情報の共有を図るとともに、「愛知活性化ファンド」への出資を通じ、地域全体での経営支援・再生支援に取り組む。
- ②経営改善や事業再生に取り組む中小企業者に対して、運営事務局として「経営サポート会議」を適宜開催し、取引金融機関や愛知県中小企業活性化協議会を始めとする関係支援機関との連携・協力による早期の経営改善や事業再生に導く。
- ③保証付融資の割合が高い中小企業者を中心に重点的に支援を行う先を特定し、取引金融機関と連携の上、経営改善支援や事業再生支援の必要性を検討し、必要に応じて中小企業活性化協議会への相談の持込みや中小企業事業再生ガイドラインの活用による支援を行う。
- ④事業再生について意欲と可能性がある中小企業者に対しては、回収部門と連携し、求償権消滅保証により事業再生を図る。また、事業継続中の求償権先に対し企業訪問・専門家派遣を行い、生産性の向上や事業再生を促し、求償権の早期解決、金融取引の正常化を目指す。

## 創業支援の拡充

- ①創業予定者に対し、創業準備から創業計画の策定、資金調達等のアドバイスまできめ細やかな支援に取り組むとともに、名古屋市や関係機関と連携しつつ、創業に関する各種セミナーや説明会等の開催、「スタートアップ創出促進保証制度」の利用促進等により、創業機運の一層の醸成を図る。  
また、女性創業者に対しては、「女性経営者支援チーム『なごもっと！』」を活用して個々のニーズに応じた支援を行う。
- ②創業保証後間もない中小企業者に対し、定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて適切な専門家を派遣するなど、経営の安定に向けたフォローアップにより、事業の成長を後押しする。
- ③大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協賛等を実施するなど、創業機運の醸成を図る。

## 期中支援の強化

- ①返済条件緩和先のうち、正常化の見込みがある先については、取引金融機関と連携して借換えによる正常化を積極的に支援する。  
また、当面正常化が見込めない先については、条件変更にて柔軟に対応するとともに、必要に応じて専門家派遣等による経営改善や企業体質強化へのサポートに努める。
- ②分割返済不履行による事故報告受領先については、中小企業者と直接対話することで実態を把握し、金融機関や保証部門と連携を図り、条件変更や借換正常化を働きかける。  
法的整理等、代位弁済回避が困難と判断される先については、金融機関と連携して迅速かつ適切に代位弁済手続きを行い、当該中小企業者と関係人の早期事業再生及び生活再建につなげる。

## 代位弁済の抑制

中小企業者との直接対話、金融機関や保証部門との連携により、柔軟な条件変更対応や借換正常化に注力するとともに、融資実行後、早期に代位弁済に至った事案等について、保証部門と合同の事例研究会を開催して経緯・原因等を検証し、代位弁済の抑制につなげる。

## 回収部門

実際回収計画額 **19億円** 対前年度実績比 **86.9%**

## 早期着手等による回収の最大化

- ①新規の求償権案件について、代位弁済後早期に調査・折衝を行い関係人の状況を把握して回収方針を決定し、効果的に回収の最大化を図る。
- ②督促に対して返済も連絡もない不誠実な債務者・連帯保証人に対しては、時機を逸することなく法的措置を講じ、早期の返済開始を促す。特に、有担保求償権については事業継続中か否かに配慮しつつ、担保物件の任意売却や不動産競売等により早期回収に努める。

## 事業者等の再生支援

- ①事業を継続しながら誠実に返済をしているなど事業再生のための自助努力を行う債務者に対し、求償権消滅保証などによる再生支援に取り組む。
- ②誠実に返済をしてきた連帯保証人について、その資力に応じた一定の弁済がなされた場合には、生活再建を支援するため、一部弁済による連帯保証債務免除を行うなど、個々の実情をよりきめ細かくフォローし、連帯保証人に寄り添った支援を行う。

## 回収の効率化

法的措置が終了するなど回収見込みのない求償権については、速やかに管理事務停止及び求償権整理を実施して、回収見込みのある求償権へ注力し、回収事務の効率化を図る。

## その他間接部門

### 内部統制態勢の充実・強化

内部統制については、内部統制基本方針に掲げる次の4つを重点項目とし、業務マニュアル等の整備、研修、情報発信等を行い、役職員の意識と知識の向上に努めるとともに、PDCAサイクルの実施を通じて、内部統制態勢の充実を図る。

- 【コンプライアンス】コンプライアンス・プログラムに基づき研修等を実施し、その効果や遵守状況の確認・検証を行う。
- 【リスク管理】リスク管理要領に基づき、リスクの洗い出しから検証・改善までの実施プロセスを構築することにより態勢の充実を図る。
- 【資産管理】関連規程及びマニュアル等に基づく情報システムの安定稼働、個人情報等の情報管理及び資産保全の実施状況について適宜検証を行い、必要に応じて研修を行うとともに、改善を図る。
- 【危機管理】緊急事態発生時等に迅速かつ適切に対応するため、業務継続計画の周知徹底、不断の見直し、継続的な教育・訓練及び検証を行う。

### 反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力に対して、毅然たる態度で臨むという姿勢を当協会 Web サイト等を通じ引き続き明確に表明する。
- ② 弁護士、警察及び愛知県暴力追放運動推進センター等との連携、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」及び「新聞・雑誌記事横断検索」の活用並びに研修の実施等により、反社会的勢力による不正利用や詐欺的行為の未然防止等を図る。

### ハラスメントの防止

「ハラスメント防止方針」、「ハラスメント対応マニュアル」等のもと、ハラスメントは人権侵害に当たるとの認識を持ち、研修や情報提供などを通じて周知・啓発を強化し未然防止を図るとともに、1on1ミーティングの実施などにより風通しがよく働きやすい職場づくりに努める。

また、法改正に伴うカスタマーハラスメント対策の義務化を見据え、「カスタマーハラスメント対策マニュアル」等の策定を進める。

### 健康・幸せ経営の推進

「健康・幸せな職場づくり基本方針」、「心の健康づくり・過重労働対策推進計画」等に基づき、勤務環境の整備・充実、過重労働対策を含めた役職員等の体と心の健康の維持・増進及び人材開発・活躍の推進により、健康で幸せを実感できる組織風土の形成を図る。

### 広報活動の推進

当協会の取組みや信用保証制度等について、公式WebサイトやSNS等の各種媒体により積極的な情報発信に努める。  
また、適宜新しい広報手段を検討しつつ、ノベルティグッズやパブリシティの活用により知名度向上を図り、当協会の存在感を示していく。

### 人材の活躍推進

- 令和7年3月に策定した「人材戦略方針」に基づき、人材の確保・育成に取り組む。
- ① 経営理念に共感して協働できる人材を確保し、研修等を通じて職員の業務遂行能力の向上、コミュニケーションスキル及び支援マインドの醸成を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨・支援することにより、職員のさらなるスキルアップを図る。
  - ② 全国信用保証協会連合会等が主催する外部研修へ職員を積極的に参加させることにより、専門的知識の向上を図る。
  - ③ 「女性活躍・子育て支援プログラム」の推進等により、働き方改革や女性の活躍推進、仕事と育児・介護の両立を支援するなど、ワーク・ライフ・バランスが図られ多様な人材が活躍できる、活気と働きがいのある職場づくりに努める。
  - ④ 職場のOJTの充実や育成風土の醸成を図り、職員のキャリア形成や能力開発を促進するとともに、関係機関等への出向・派遣等の経験を積ませることにより、経営改善支援・事業再生支援等にかかる人材やDX推進に向けたデジタル人材を育成していく。

### DXに向けたデジタル化、業務の効率化等

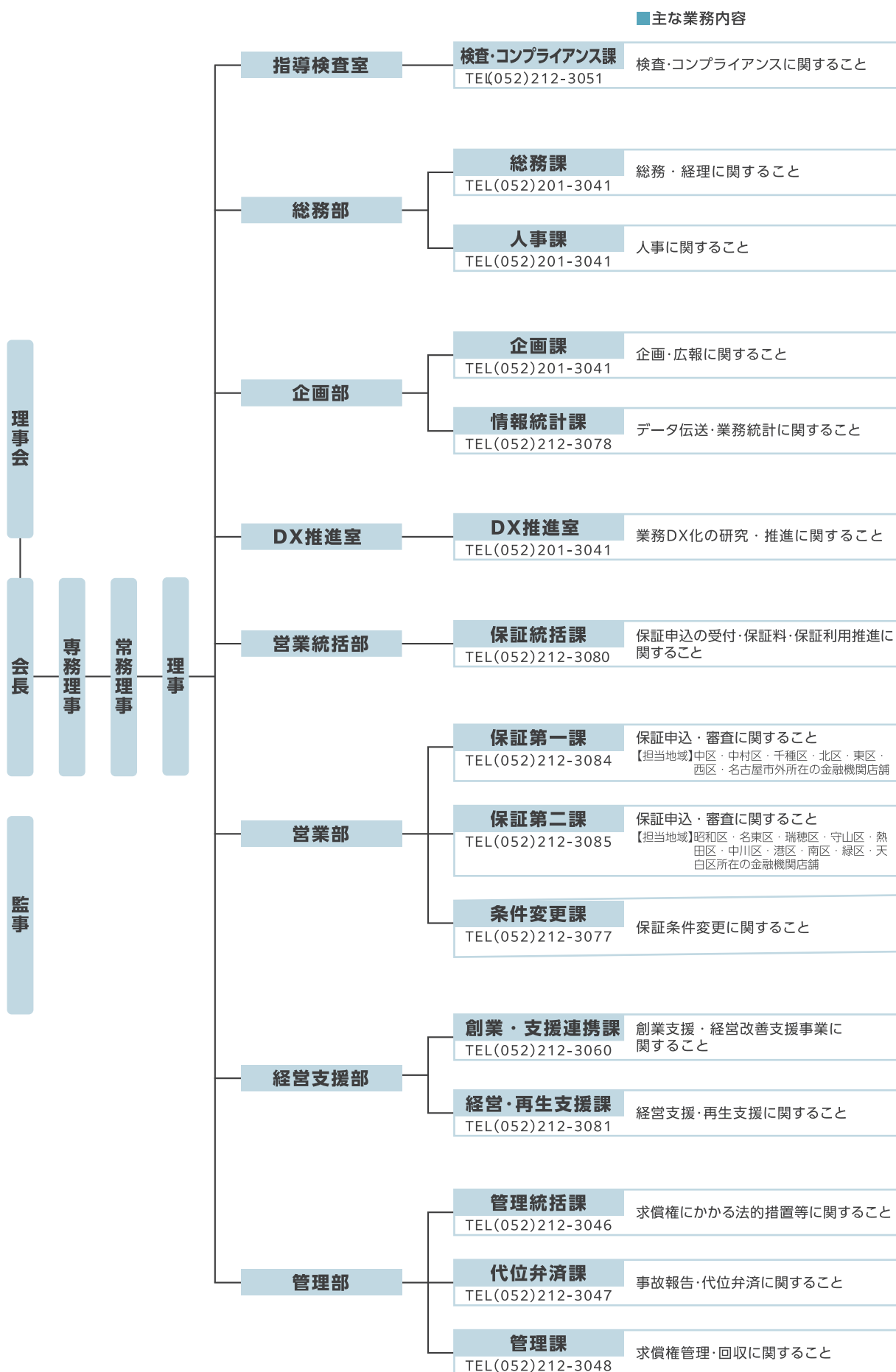
- ① 保証申込の電子化を始めとした業務のデジタル化を推進し、業務の効率性・生産性を高め、保証利用環境の整備・利便性の向上に努める。  
また、令和8年度から開発が始まる次期COMMONシステムを見据えた内部システム等の整備を進める。
- ② 業務評価制度、業務改善・新商品等提案制度などにより、職員の意欲・意識の向上を図るとともに、内部事務のペーパーレス化・デジタル化など一層の業務効率化に取り組むことで生産性向上・経費削減を図る。
- ③ 「中小企業支援・金融機関連携委員会」を定期的に開催し、各部門で講じている金融機関との連携や中小企業者へのさまざまな支援策等について組織横断的に共有を図るなど、内部の連携を一層強化する。

### SDGsの推進

SDGsを推進する保証制度や社会貢献活動、環境保全の取組み等を通じてSDGsの推進を図ることで、「SDGs未来都市」名古屋の発展に貢献する。

### 地方創生への貢献

職員一人一人が当協会を代表する意識のもと、名古屋市シティブロモーション「ブランドパートナー」として情報発信を行い、地方創生に一層の貢献を果たす。



---

発 行 令和8年8月

編 集 名古屋市信用保証協会 企画部 企画課

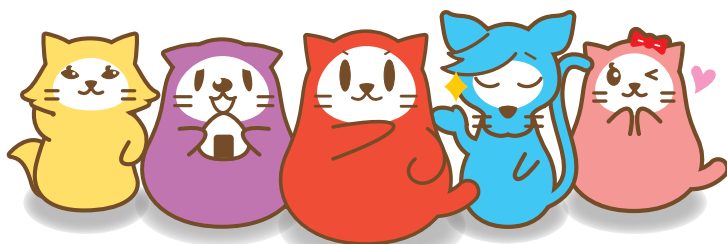
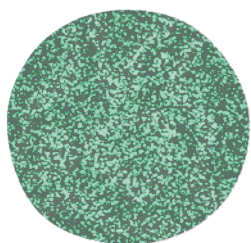
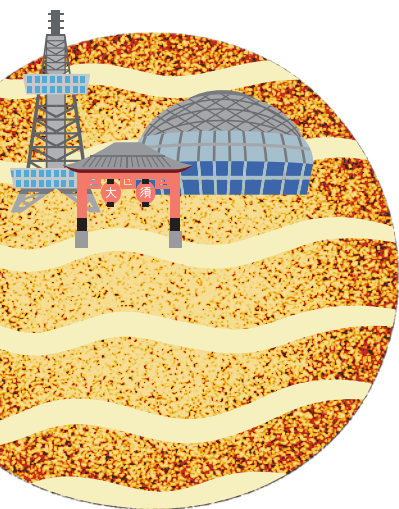
住 所 〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目12番31号

電 話 (052)201-3041

U R L <https://www.cgc-nagoya.or.jp/>

---





まず相談してみてください！  
力になります！

お客様総合相談窓口

☎ 052-212-3011

営業時間：午前9時～午後5時15分  
(土・日・祝日および年末年始は除きます)



※地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩8分

当協会の有益な情報をいち早くお届けするため、**LINE公式アカウント**を開設しております。

保証制度のご案内やセミナー情報、採用情報等、幅広く情報発信をしておりますので、ぜひご登録ください。

**LINE  
公式アカウント**

友だち追加はこちら▼



中小企業者の良きパートナー

NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

**名古屋市信用保証協会**

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目12番31号

TEL:(052)201-3041(代表) FAX:(052)201-3085(代表)